

記者発表（ <del>発表</del> ・資料配布）				
月／日 (曜日)	事務所等名	電 話	発表者名 (担当名)	その他 配布先
6 / 26 (月)	北播磨広域観光協議会 (北播磨県民局県民交流室内)	0795-42-9080	事務局長(県民交流室長)高崎 和則 (事務局次長(県民・商工観光課班長)伊藤 明洋)	

## 観光情報ポータルサイトリニューアル業務に係る企画提案コンペの実施

北播磨広域観光協議会では、北播磨の魅力を広く発信し、地域への誘客促進に取り組んでいます。協議会が運営する観光情報ポータルサイト「ハートにぐっと北播磨」をより「見やすく」「使いやすい」サイトに一新し、自然、歴史、食、地場産業など特色ある地域コンテンツの効果的な発信を可能とするリニューアル業務を委託する事業者の選定にあたり企画提案を募集します。

### 1 業務名

観光情報ポータルサイトリニューアル業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

### 3 事業費

金1,617,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 委託事業者の選定方式

公募型企画提案コンペ方式

### 5 応募資格

- ・過去に自治体等の観光ウェブサイト制作業務を受託した実績がある事業者等であること
- ・委託事業を適切に遂行できる能力を有していること等（「募集要項」内、「3 応募資格」を参照）

### 6 募集期間

令和5年6月26日（月）から令和5年7月10日（月）まで。

### 7 応募手続き

- (1)参加申込：令和5年7月10日（月）17時までに下記8の問い合わせ先へ参加表明書を電子メール又はFAXすること。
- (2)企画提案書の提出：令和5年7月19日（水）17時までに下記8の問い合わせ先へ郵送又は持参すること。郵送の場合は、記録の残る方法により期日までに到着するようにすること。持参は、土日、祝日を除く平日9時から17時まで。

### 8 問い合わせ先

北播磨広域観光協議会 事務局  
 (兵庫県 北播磨県民局 県民交流室 県民・商工観光課内)  
 〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎別館3階  
 TEL:0795-42-9412 FAX:0795-42-7535  
 E-mail:kharimakem@pref.hyogo.lg.jp

## 観光ポータルサイトリニューアル事業に係る仕様書

### 1 事業名

観光情報ポータルサイトリニューアル業務

### 2 委託の目的

北播磨広域観光協議会（以下、協議会という。）のウェブサイト「ハートにぐっと北播磨」を、ユーザーにとってより「見やすく」「使いやすい」ウェブサイトに刷新することで、これまで以上に効果的な地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市及び多可町の区域をいう。以下同じ）の観光資源等の情報発信を可能とし、県内外からの誘客を促進する。

### 3 事業期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

### 4 事業費

金1,617,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 業務内容

既存ウェブサイト「ハートにぐっと北播磨」（※）のリニューアル業務

※既存ウェブサイト「<https://www.kita-harima.jp>」

### 6 業務要件

#### (1) コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」）の構築

- ① ウェブサイトについての専門的な知識を持たない者であっても、必要なデータを入力することにより、簡易に情報を登録・更新できるシステムを導入すること。
- ② 信頼性のある言語（HTML・CSS・Java Script・PHP等）、データベース（MySQL等）を使用すること。
- ③ Windows、Mac、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能なものとする。
- ④ CMSの操作マニュアルを納品すること。また操作説明会を行うこと。

#### (2) サイトデザインの作成

- ① ユーザーが欲しい情報をスムーズに探し出せるよう、写真を多く用いて、視覚的に分かりやすく使いやすいデザインにすること。
- ② スマートフォン、タブレットに最適化されたレスポンシブデザインとすること。
- ③ どのようなターゲットに向けて、どのようなデザイン及びコンテンツで情報発信すべきか企画を提案すること。
- ④ アクセシビリティに配慮すること。

#### (3) コンテンツの内容

- ① サイトのロゴを2案作成すること（企画提案コンペ時での提案は不要）。

- ② 現サイトに掲載している既存コンテンツは、今回のリニューアルに際して、内容の精査と整理を行ったうえで移行する。本業務の目的に沿ったリニューアル案や新規コンテンツについて企画を提案すること。
  - ③ 管内の観光パンフレット・観光案内マップ等をデジタルデータ（PDF可）として、サイト上で閲覧・印刷・ダウンロードできるアーカイブを作成すること。なお、この閲覧に当たっては、アプリのインストールの必要がないものにする。また、デジタルデータについては、できる限り協議会で更新及びアップロードが可能であること。
  - ④ お知らせ・トピックスについては、協議会による任意の情報更新が可能であること。また、コンテンツ内のテキスト部分については、できる限り協議会で更新が可能であること。
  - ⑤ その他、上記以外にも効果的と考えられるコンテンツがあれば委託者へ提案すること。その際は、協議のうえ決定する。
  - ⑥ インバウンド対応の多言語機能（Google 翻訳機能等）をつけること。なお、言語は、英語、簡体字、繁体字、韓国語及びベトナム語とする。
  - ⑦ SNS (Instagram)との連携に対応すること。
  - ⑧ 管内施設(観光施設や飲食店等)については、可能な限り施設の SNS のリンクを添付し、興味をもった店舗の情報をスムーズに取得できるものにする。
- (4) サイトの運営
- ① ドメインについては、現在使用している「<https://www.kita-harima.jp>」を使用すること。
  - ② サーバーは、受託者で準備すること（レンタルサーバーを使用してもよい）。本サイトが稼働しても十分な余裕があること。また、アクセス制限、ログ取得や随時適切なセキュリティ対策を講じることができる等、保守、運用面を考慮して設定すること。
  - ③ 検索エンジンで、上位表示されるような工夫をすること。
  - ④ アクセス解析ができるようにすること。
  - ⑤ 複数のスタッフでページ更新ができるよう、ユーザー管理と権限設定機能を有すること。
  - ⑥ 問い合わせフォームを設置すること。
  - ⑦ サーバー提供、ソフトウェア導入を含む経費は、令和5年度分については、委託事業費に含むものとし、令和6年度以降は別途契約を締結する。令和6年度以降の保守管理の内容、経費（年間金額、消費税含む。）についても提示すること。
  - ⑧ その他運営に関しては協議会との意思疎通を高め、役割分担を確認しながら、応用力をもった対応をとること。
- (5) セキュリティに関する要求
- ① ウイルス等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講じること。
  - ② ウェブサイトに掲載した文章・写真等のバックアップ（データベース及びファイル）を定期的に行い、障害が発生した場合には、早期に復旧を行うこと。
  - ③ CMS等に深刻な脆弱性が判明した場合、迅速な対応を行うこと。
  - ④ セキュリティの精度を向上させること。

(6) 成果物にかかる権利等

成果物にかかる著作権及び二次利用に係る権利は、協議会に帰属するものとする。

7 納入期限

- |                                                                                           |              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ・リニューアル業務行程表                                                                              | 令和5年7月28日(金) |
| ・ロゴ(2案)                                                                                   | 令和6年3月8日(金)  |
| ・ウェブサイト納品したものに係るサイト構成図、機能一覧表、コンテンツファイル、サーバー設定及び操作マニュアル等の電子データ(CD-R、DVD-R、USBフラッシュメモリ等で納品) | 令和6年3月22日(金) |
| ・操作説明会の実施                                                                                 | 令和6年3月下旬     |
| ・委託事業報告書                                                                                  | 令和6年3月29日(金) |

8 個人情報等の取扱いについて

委託業務の実施に当たり取得した個人情報及び関係団体等の機密情報については、受託者において漏えいを防止するために必要かつ十分な措置を講じるものとし、委託業務の完了後においても同様とする。

9 特記事項

- (1) この仕様書に記載のない事項について、または仕様書の内容に疑義を生じた場合は、協議会と協議のうえ、対応すること。
- (2) 受注者の責めに帰する誤りがあった場合は、受注者の責任と負担において、修正または再制作等の措置を講じること。

# 観光情報ポータルサイトリニューアル業務 企画提案コンペ実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、観光資源の情報発信をより効果的に行うため、北播磨広域観光協議会のウェブサイトを利用者にとってより「見やすく」「使いやすく」刷新するリニューアル業務を委託する企画提案コンペの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 応募者 企画提案コンペに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

## (募集要項の作成)

第3条 企画提案コンペを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 企画提案コンペ実施の趣旨に関すること。
- (2) 応募者の資格に関すること。
- (3) 応募手続に関すること。
- (4) 応募に要する費用に関すること。
- (5) 当選者の決定方法に関すること。
- (6) その他企画提案コンペの実施に必要と認める事項

## (審査会の設置)

第4条 当選者を決定するため、審査会を設置する。

2 審査会の設置については、別に要綱で定める。

## (審査方法)

第5条 審査は、別に定める観光情報ポータルサイトリニューアル業務に係る企画提案コンペ審査方法による。

## (当選者の通知)

第6条 前条の規定により、当選者を決定したときは、応募者全員に当選の可否を通知するものとする。

## (事務の所掌)

第7条 この要領の実施に関する事務は、北播磨広域観光協議会事務局（兵庫県北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課内）が所掌する。

## (補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年6月22日から施行する。

## 観光情報ポータルサイトリニューアル業務 企画提案コンペ募集要項

### 1 趣旨

観光資源の情報発信をより効果的に行うため、北播磨広域観光協議会のウェブサイトを利用者にとってより「見やすく」「使いやすく」刷新するリニューアル業務（以下「業務」という。）を行う事業者を選定するために、企画提案を募集する。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務名

観光情報ポータルサイトリニューアル業務

#### (2) 業務の目的

北播磨広域観光協議会（以下、協議会という。）のウェブサイト「ハートにぐっと北播磨」を、利用者にとってより「見やすく」「使いやすい」ウェブサイト刷新することで、これまで以上に効果的に地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市及び多可町の区域をいう。以下同じ）の観光資源等の情報発信することを可能とし、県内外からの誘客を促進する。

#### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり

#### (4) 事業費

金1,617,000円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

#### (5) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

#### (6) 選定方法

公募型企画提案コンペ方式

### 3 応募資格

(1) 企画提案コンペに参加できる者は、参加申込書の受付時に次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- ② 過去に自治体等の観光ウェブサイトの制作業務を受託した実績があること。
- ③ 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- ④ 委託業務の実施にあたり、協議会との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、(1)に関わらず、企画提案コンペに参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 応募図書（4(1)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

#### 4 応募手続

##### (1) 応募図書

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき、以下の書類を作成のうえ、提出すること。なお、書類はいずれもA4サイズに統一すること。

	書類名	部数	内容
①	企画提案申込書 【様式1】	・10部	
②	事業者概要 【様式2】	・10部	会社概要(パンフレット等)があれば添付すること。
③	企画提案書 (任意様式)	・10部	①提案内容 ・ウェブサイトのコンセプトやデザイン案等アピールポイント ・令和6年度以降の保守管理の内容と経費 ②業務実施の組織体制、スケジュール等
④	事業実績 (任意様式)	・10部	自治体等の観光ウェブサイト制作業務の実績は、概要(発注者、事業内容、効果等)が分かるものを提出すること。
⑤	経費積算見積書 【様式3】	・10部	積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
⑥	誓約書 【様式4・5】	・1部	

##### (2) 参加表明書の提出

企画提案コンペに参加意思がある場合は、令和5年7月10日(月)17時までに参加表明書【様式6】を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

##### (3) 応募図書の提出

令和5年7月19日(水)17時必着

協議会に郵送又は持参をして提出すること。郵送による場合は、事前に電話等により協議会に連絡したうえで、書留等配達記録が残る方法により期日までに協議会に到着するように提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日9時から17時までとする。

##### (4) 提出先

「13 問い合わせ先、書類提出先」まで

##### (5) 応募図書に関する留意事項

- ① 応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- ③ 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

## 5 募集要項に関する質問の受付

### (1) 受付期間

令和5年7月5日（水）17時まで受付

### (2) 質問方法

質問票【様式7】を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

### (3) 提出先

「13 問い合わせ先、書類提出先」まで

### (4) 回答方法

質問への回答は、令和5年7月12日（水）までに、原則、応募者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 6 当選者の選定

### (1) 審査方法

応募のあった企画提案については、審査会を設置のうえ、以下の内容など総合的に評価し、業務を委託する事業者を選定する。

#### ① ウェブサイトに関すること

- ・協議会が制作するウェブサイトとして適切か。また内容が目的に合致しているか。
- ・ウェブサイトの内容等が、地域の観光資源の魅力を十分に伝えることができるものか。
- ・ユーザーへ興味を持たせるもの、分かりやすいものになっているか等。

#### ② 独自性や創意工夫のある企画提案となっているか。

#### ③ 業務の実績や実施体制から企画提案内容を実施可能な業者であるか。

#### ④ 費用対効果等

### (2) プレゼンテーション審査の実施

提出書類をもとに、後日有識者等による企画提案コンペ審査会において内容を審査する。原則として応募者にプレゼンテーションを求める。ただし、6者以上の応募者があった場合に限り、協議会での事前審査において5者程度に絞ったうえで審査する。

なお、実施日及び会場の詳細は、別途通知する。

#### ① 実施日 令和5年7月下旬の1日

#### ② 開 場 兵庫県社総合庁舎

#### ③ プレゼンテーション 1者につき15分

#### ④ 注意事項

ア プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に個別に実施する。

イ プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象としない。

エ プレゼンテーションに要する経費は、応募者の負担とする。

### (3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する場合は、失格とみなす。

#### ① 「3 応募資格」に該当しない場合

#### ② この募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

#### ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
  - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合
- (4) 審査結果の通知  
審査結果については、応募者全員に対してメールで通知する。

## 7 委託契約の締結

- (1) 協議会は、当選者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、協議が整った場合に、契約を行う。この際、双方で確認のうえ、提案事業の内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 当選者が6(3)の失格事由に該当する場合、又は(1)の協議・調整が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとする。

## 8 契約の解除

- (1) 委託契約書に記載の条項に違反があったときは、契約の一部若しくは全部を解除し、委託料の支払いをせず、又は支払った委託料の一部若しくは全額の返還を求める場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 9 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、速やかに実績報告書及び必要書類を協議会に提出すること。
- (2) 事業の進捗状況等については、報告を求める場合がある。

## 10 委託費の支払い

委託費は、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、協議会が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

## 11 契約の変更

事情の変化等により業務内容に変更等が生じた場合は、協議会と受託事業者が協議のうえ契約を変更する場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

## 12 留意事項

- (1) 成果物に係る著作権及び二次利用に係る権利は、協議会に帰属する。
- (2) 応募者は、企画提案コンペの実施に必要な場合、提出書類等を協議会が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む。）。
- (3) 受託事業者は、委託事業の遂行に必要な場合、提出書類等を協議会が利用することを許諾するものとする（複製の作成を含む。）。
- (4) 受託事業者は、本事業が協議会との契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (5) 受託事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類等）を事業終了後5年間保存すること。
- (6) 事業の受託により得られた情報は、受託事業終了後においても守秘義務があること。

13 問い合わせ先、書類提出先

北播磨広域観光協議会 事務局

(兵庫県北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課)

〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎別館 3階

T E L:0795-42-9412

F A X:0795-42-7535

E-mail:kharimakem@pref.hyogo.lg.jp

(参考) スケジュール

期 日	内 容
令和5年6月26日(月)	募集開始
7月 5日(水)	質問締切
7月10日(月)	参加申込締切
7月12日(水)まで	質問回答
7月19日(水)	応募図書締切
7月下旬	プレゼンテーション審査
7月下旬	審査結果通知、契約締結、事業開始
令和6年3月中旬	ウェブサイト納品(4月1日公開予定)
3月29日(金)	実績報告書納入、事業終了

【様式1】

観光情報ポータルサイトリニューアル業務  
企画提案コンペ 企画提案申込書

令和5年 月 日

北播磨広域観光協議会会長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) ー 番

電子メール

観光情報ポータルサイトリニューアル業務企画提案コンペ募集要項に基づき、下記の関係書類を添えて応募します。

なお、同要項「3 応募資格」に規定する応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- 1 事業者概要 【様式2】
- 2 企画提案書 【任意様式】
- 3 事業実績の内容が分かるもの 【任意様式】
- 4 経費積算見積書 【様式3】
- 5 誓約書 【様式4・5】

【様式2】

## 事業者概要

名称：\_\_\_\_\_

本社の所在地		
担当者	所属・氏名	
	住所 (書類送付先)	〒
	連絡先	電話 FAX
	E-mail	
設立年月日		
従業員数		従業員数 人 うち常時雇用する従業員数 人
業種又は事業分野		
主な事業内容		
関連・類似事業の実績		

〔注〕 1 枠内に収まらない場合は、枠を拓げるか、別紙として任意の様式（A4サイズ）に記載し提出してください。

2 企業概要の資料（パンフレット等）がある場合は、添付してください。

【任意様式】

## 企画提案書（A4版）

提案する業務の内容について、わかりやすく資料を作成してください。  
（図、写真などを活用してください。）

提案する業務の内容

- コンセプトやアピールポイントを記載してください
  - ・既存ウェブサイトのリニューアル案 等
- 令和6年度以降の保守管理の内容と経費
- 業務実施の組織体制、スケジュール



【様式4】

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 北播磨広域観光協議会会長が、上記1及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

令和5年 月 日

北播磨広域観光協議会会長 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名  
電 話 ( ) ー 番  
電 子 メール

【様式5】

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名 北播磨観光情報ポータルサイトリニューアル業務委託契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに北播磨広域観光協議会へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とする。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに北播磨広域観光協議会が行う本契約の解除、違約金の請求その他一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 北播磨広域観光協議会に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和5年 月 日

北播磨広域観光推進協議会会長 様

所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話番号  
メールアドレス

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

【様式6】

参 加 表 明 書

当社は、令和5年6月 日付募集公告のありました下記のコンペに際し、参加を希望します。

記

観光情報ポータルサイトリニューアル業務企画提案コンペ

令和5年 月 日

北播磨広域観光協議会会長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

担当部署			
担当者職名		担当者氏名	
E-mail			
電話番号		FAX番号	

※電子メールを送信する際は、件名（タイトル）欄に「【参加表明】観光情報ポータルサイトリニューアル業務企画提案コンペ」と明記してください。

【様式7】

企画提案コンペ 質問票  
観光情報ポータルサイトリニューアル業務

北播磨広域観光協議会 行

(E-mail : kharimakem@pref.hyogo.lg.jp)

会社等名		担当部署	
担当者職名		担当者氏名	
E-mail			
電話番号		FAX番号	

質問事項	回答事項
	※この欄は記入しないでください。

質問事項	回答事項
	※この欄は記入しないでください。

【質問票を送付するにあたっての注意事項】

- (1) 1問につき1つの欄を使用することとし、質問事項が複数ある場合は、それぞれ別の欄を使用してください。
- (2) 質問内容は、実施要領（ページ番号）などを掲げ、要点を簡潔に記載してください。
- (3) 電子メールを送信する際は、件名（タイトル）欄に「【質問】観光情報ポータルサイトリニューアル業務企画提案コンペ」と明記してください。
- (4) 記入欄が不足する場合は、枠を拡張するか複写するなどしてください。